

令和元年度後発医薬品使用促進計画

策定年月日 令和元年9月6日

自治体名 (福祉事務所名)	鎌倉市 (鎌倉市福祉事務所)	後発医薬品の数量シェア (平成30年6月審査分)	全国の使用割合	国が定める目標値 ^(※) (A)	管内実績 (B)	目標との差 (A-B)
			77.6%	80.0%	79.7%	0.3%
<現在の状況> 1. 先発医薬品を調剤した事情(薬局からの報告に関しての集計) 「被保護者の同意が得られなかったため、強制はできなかった。」等。 2. 関係機関への説明の状況 通知を送付した。			<対応方針>			
			被保護者への説明 ケースワーカーの訪問時に原則服用について説明。			
			関係機関への説明 生活保護制度における原則服用について説明し、協力を得る。			
			薬局における備蓄について 後発医薬品の在庫が少ない薬局に対しては、問題を解消するよう協力を促す。			
<使用促進が進んでいない原因> 使い慣れていなものを使うことへの抵抗感があり、使用促進が進まなかったため。			その他 令和元年(2019年)11月から開始する、鎌倉市生活保護被保護者健康管理支援事業において、効果的な指導を試みる予定。			
			<備考> 基金処理年月令和元年(2019年)8月現在の当市における後発医薬品使用率は86.1%であり、調剤だけに限れば89.3%に達している。なお、使用されている先発医薬品のうち、医学的に切替可能なものは11.4%のみであるので、より細かな原因調査・分析を行い改善を試みる予定。			